

第 27 パッケージ型自動消火設備

1 設置要件

(1) I 型

政令第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 9 号から第 12 号までに掲げる防火対象物又はその部分（政令第 12 条第 2 号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第 1 (5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が 10,000 m^2 以下のもの

(2) II 型

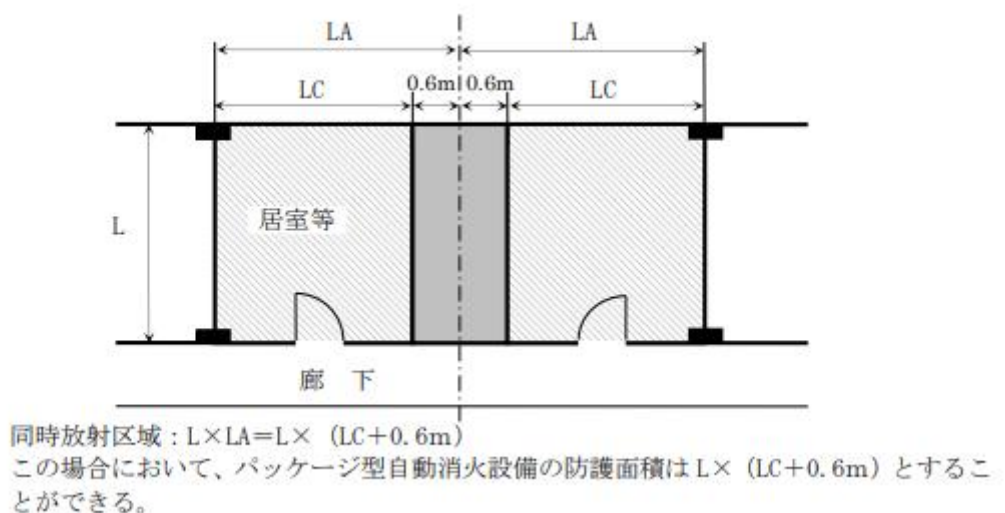
政令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が 275 m^2 未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）

2 I 型に関する基準

I 型に関する基準は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 13 号。以下第 27 において「告示第 13 号」という。）の規定によるほか、次によること。

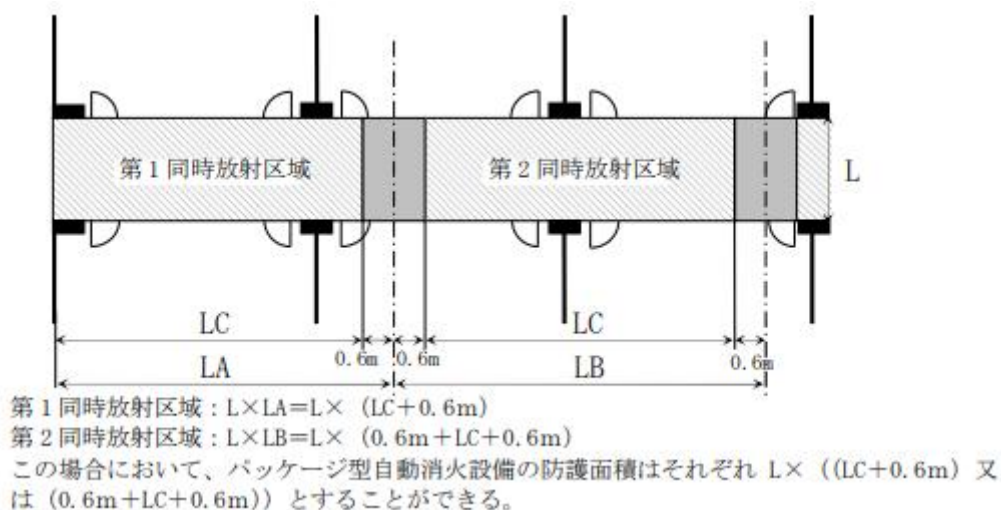
- (1) 告示第 13 号第 4 第 3 号において、防護面積が同時放射区域の面積以上であるものを設置することとされているが、同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り、0.6m長くすることができるものであること。

イ 一の居室等を二の同時放射区域とする場合(図－1 参照)



図－1

ロ 廊下、通路等を二以上の同時放射区域とする場合(図－2 参照)



図－2

(2) 告示第 13 号第 4 第 6 号(1)ハに規定する「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放射口から消火薬剤が放射されないように設置する場合」とは、1 の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）等で区画されている場合のほか、次のいずれかにより火災が発生した同時放射区域以外には消火薬剤を放射させない措置を講じること。

イ 1 の同時放射区域に対し消火薬剤を放射した後、他の同時放射区域から異なる 2 以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの

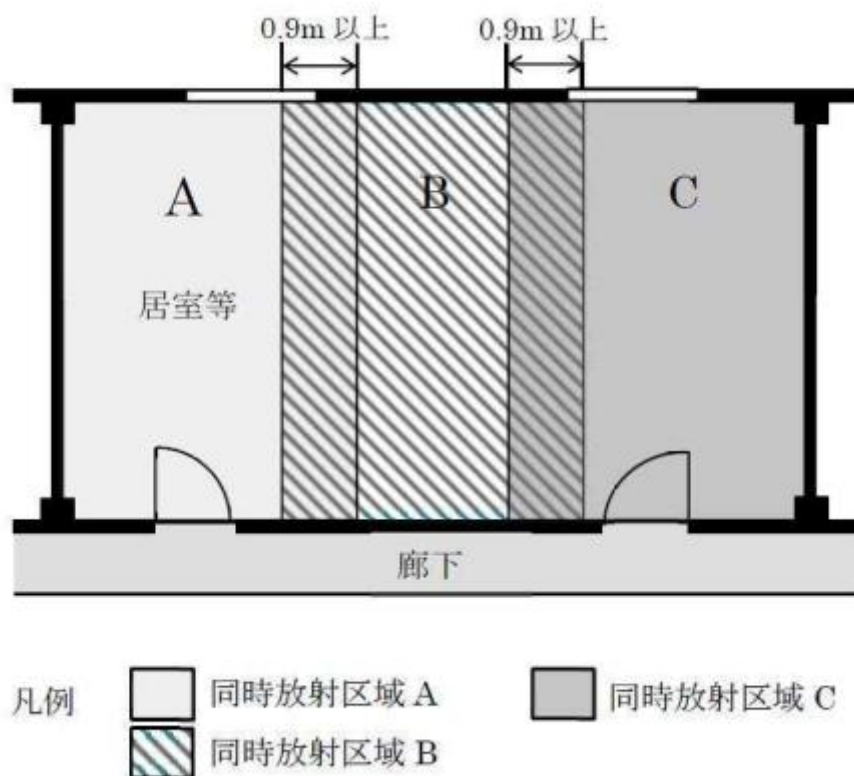
(イ) 当該措置を可能とするため、告示第 13 号第 11 第 3 号において 1 の作動装置等に起動信号を発信した後は、他の差動装置等に起動信号を発信しなくてもよい。

(ロ) 告示第 13 号第 4 第 6 号(1)イ、ロ及びハに掲げる場合以外の場合には、隣接する同時放射区域間で受信装置の共用が認められていないことから、隣接する同時放射区域において、各受信信号装置が異なる 2 以上の火災信号を受信したときには、それぞれ対応する同時放射区域に係る選択弁等に起動信号を発信させること。

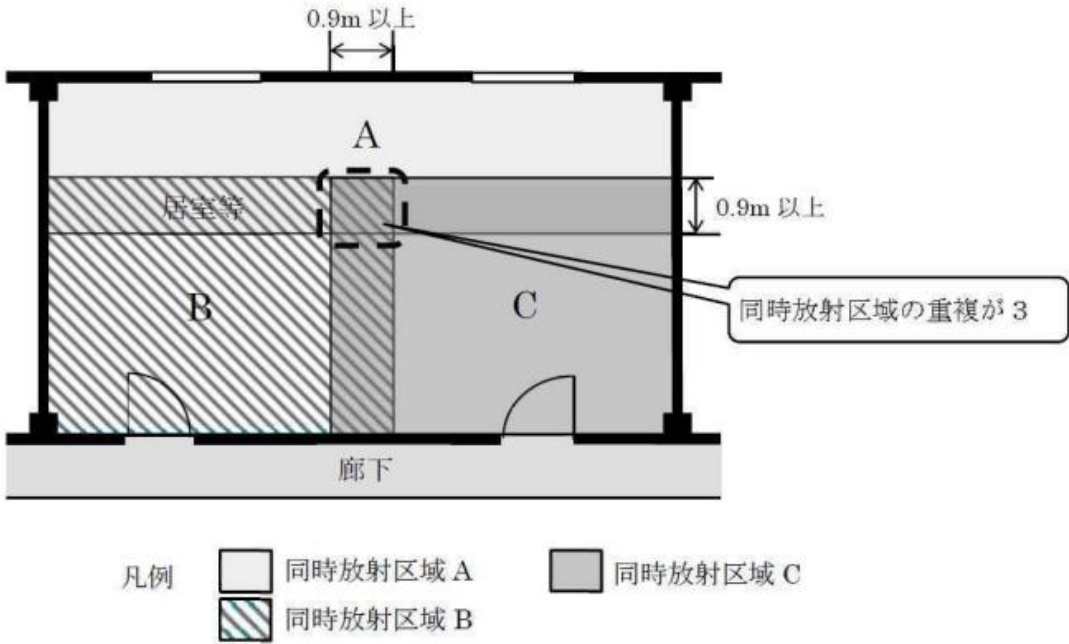
ロ 火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が 1 の同時放射区域において異なる 2 以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置されたもの

ハ (3)により同時放射区域を重複させる部分の中央付近に天井面から 35 cm 以上下方に突出した難燃性のたれ壁が設置されたもの

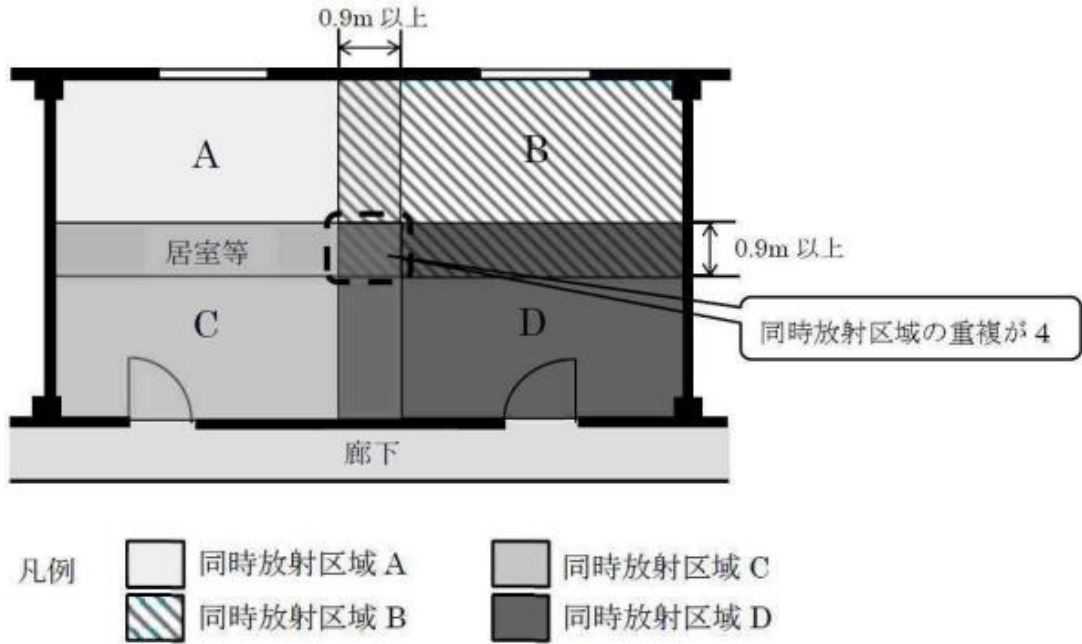
- (3) 13 号告示第 4 第 6 号(1)ハの規定により、隣接する同時放射区域間で設備を共用する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸等で区画されている場合を除き、境界部分を 0.9m 以上重複させて設定すること。(図－3 参照) また、前(2). ハの場合にあっては同時放射区域の重複が 2 を超えないこと。(図－4、図－5 参照)



図－3 (隣接する同時放射区域の設置方法)



図ー 4 (2)ウの場合において設定できない例 1



図ー 5 (2)ウの場合において設定できない例 2

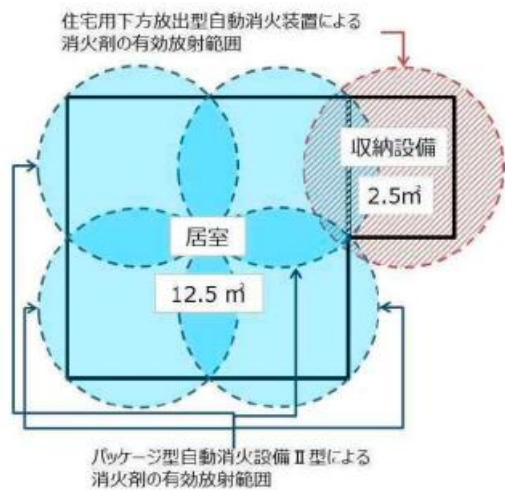
3 II型に関する基準

- (1) 告示第 13 号第 3 第 2 号における易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものについては、イ及びロのとおり。
 イ 「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」とは、表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のいずれにも該当するものが設置されている防火対象物又はその部分
 (イ) 座面（正面幅が概ね 800 mm 以上あるもの）及び背面からなるもの
 (ロ) 表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの
 ロ 布団又はベッドが設置されている防火対象物又はその部分（前イに該当するものを除く。）は、「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」に該当しない。
- (2) 告示第 13 号第 4 第 8 号に規定する「通常の火災による火熱が加えられた場合に、熱開始後一定の時間、建基政令第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料」（以下「不燃性材料」という。）とは、建基政令に規定する不燃材料、準不燃材料又は難燃材料等とすること。また、不燃性材料で仕上げをした試験室のみで消火性能を判定した II 型については、試験室の仕上げに用いた材料と同等以上の性能を有する材料で仕上げをした部分にのみ放出口を設置することができるが、この場合に防火対象物全体に仕上げを行う必要はなく、告示第 13 号第 4 第 7 号に規定する放出口の設置が必要な部分にのみ仕上げを行えば足りる。
- (3) 告示第 13 号第 5 第 4 号(二)に係る床面から放出口の取付面までの高さについては、床面から放出口の取付面までの高さを 2.5m 以下としているが、告示第 13 号第 17 第 2 号の消火試験に置いて 2.5m を超える高さで消火性能が確認できたものにあつては、当該高さ以下とすることができる。

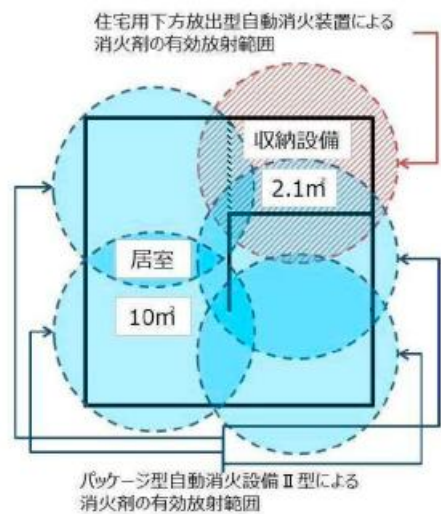
4 特例基準

II 型を設置する際に、13 m²以下の居室に対し収納設備が設けられ 13 m²を超えることとなる場合(図－6 参照)又は居室と収納設備の床面積の合計が 13 m²以下であっても居室や収納設備の形状等の理由から 1 台の II 型では防護し難い場合(図－7 参照)は、II 型を 2 台以上設置することが求められるが、以下の条件をすべて満たす場合は、収納設備は居室と比べて出火危険性が低いこと、居室と比べて体積が小さいため早期の火災感知が可能であること及び防護面積が小さいことに鑑み、政令第 32 条の規定を適用し、収納設備に対し II 型に代えて住宅用下方放出型自動消火設備を設置してよい。

- (1) 1 の収納設備の床面積は 3 m²以下であること。
- (2) 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有していること。
- (3) II 型の点検時には住宅用下方放出型自動消火装置についても、II 型の点検基準に準じて点検が定期的実施され適切に維持管理されていること。



図－ 6



図－ 7